

あぶと健生苑短期入所生活介護事業所（介護予防）
重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(広島県指定 第3471505390号)

当施設は入所者に対して短期入所生活介護サービス（介護予防）を提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けてない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	1
2. 利用施設	2
3. 職員の配置状況	3
4. 施設が提供するサービスと利用料金	4
5. 苦情の受付	8
6. 事故発生時の対応	8

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人健生会
- (2) 法人所在地 広島県福山市沼隈町大字能登原 1436 番地 1
- (3) 電話番号 084-987-1299
- (4) 代表者氏名 理事長 定藤 英治
- (5) 設立年月 平成18年8月4日

2. 利用施設

- (1) 施設の種類 短期入所生活介護事業所（介護予防）
平成19年6月1日指定 広島県第3471505390号
※当施設は特別養護老人ホームあぶと健生苑に併設されています。
- (2) 施設の目的 家庭で介護されているご家族が、旅行や仕事、冠婚葬祭などで留守にされるときや、介護疲れで休養が必要なとき、その間介護の必要な方をお預かりしてお世話することを目的とした施設です。
- (3) 施設の名称 あぶと健生苑短期入所生活介護事業所（介護予防）
- (4) 施設の所在地 広島県福山市沼隈町大字能登原 1436 番地 1
- (5) 電話番号 084-987-1299（9：00～18：00）
- (6) 管理者氏名 多胡 利昭
- (7) 開設年月 平成19年6月1日
- (8) 営業日及び受付時間

営業日	年中無休
受付時間	随時

- (9) 利用定員 60人
- (10) 通常の事業実施地域 福山市 尾道市
- (11) 居室の概要
当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
1人部屋	60室	全室ユニット型個室
共同生活室	4ユニット	1・2階ホール
機能訓練室	1室	[主な設置機器] 平行棒、その他
浴室	2フロアー	機械浴槽・一般浴槽・シャワー
医務室	2室	静養室

☆居室の変更：入所者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその諾否を決定します。また、入所者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、入所者やご家族と協議の上変更するものとします。（但し居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。）

☆面会時間： 9：00～17：00（これ以外の時間に面会をされる場合は事前に連絡を下さい。）

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を厳守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 事業所長（管理者）	1名	1名
2. 介護職員	23名以上	20名
3. 生活相談職員（兼務）	1名	1名
4. 看護職員	3名以上	1名
5. 機能訓練指導員	1名	1名
6. 介護支援専門員	1名	1名
7. 医師（非常勤）	1名	1名
8. 管理栄養士（兼務）	1名	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延長時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数で除した数です。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 医師	随時
2. 介護職員	早出① : 6:00～17:00 早出③ : 7:00～18:00 日勤① : 9:00～20:00 遅出② : 11:00～22:00 準夜① : 13:00～24:00 深夜勤 : 22:00～ 9:00
3. 看護職員	早③ : 8:00～17:00 早⑧ : 8:30～17:30 日① : 9:00～18:00

4. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、入所者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|--|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額を入所者に負担いただく場合 |
|--|

があります。

(1) 介護保険の予防給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険より給付されます。

〈サービスの概要〉

① 食事

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに入所者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・入所者の自立支援のため離床し、共同生活室にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食：8：00～

昼食：12：00～

夕食：18：00～

②入浴

- ・入浴又は清拭を行います。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、入所者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④個別機能訓練

・機能訓練指導員又は看護職員により、入所者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤口腔機能向上

- ・入所者の口腔機能の向上のための口腔衛生、摂取・嚥下機能に関する訓練を実施します。

⑥送迎サービス

・入所者の希望により、ご自宅と施設間の送迎サービスを行います。但し、通常の事業所地域外からのご利用の場合は、所定の送迎費用をご負担いただきます。

⑦その他自立への支援

- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉

下記の料金表によって、入所者の要介護度に応じたサービス料金表から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、入所者の要介護度と負担割合に応じて異なります。）

（1割負担の場合）

1. 入所者の要介護度とサービス利用料金	要支援1 5,290円	要支援2 6,560円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,761円	5,904円
3. サービス利用に係る自己負担金（1-2）	529円	656円
4. 居室に係る自己負担金	円	
5. 食事に係る自己負担金	円	
6. 自己負担合計額（3+4+5）	円	円

（2割負担の場合）

1. 入所者の要介護度とサービス利用料金	要支援1 5,290円	要支援2 6,560円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,232円	5,248円
3. サービス利用に係る自己負担金（1-2）	1,058円	1,312円
4. 居室に係る自己負担金	円	
5. 食事に係る自己負担金	円	
6. 自己負担合計額（3+4+5）	円	円

（3割負担の場合）

1. 入所者の要介護度とサービス利用料金	要支援1 5,290円	要支援2 6,560円
2. うち、介護保険から給付される金額	3,703円	4,592円
3. サービス利用に係る自己負担金（1-2）	1,587円	1,968円
4. 居室に係る自己負担金	円	
5. 食事に係る自己負担金	円	
6. 自己負担合計額（3+4+5）	円	円

※加算の算定については職員の体制等により異なります。

介護職員処遇改善加算	（基本料金+加算）×利用回数×14.0%（1円未満の場合は四捨五入）
------------	------------------------------------

○短期入所長期利用時（利用開始から61日以降）の扱いは以下の通りです。（1日あたり）
要支援1・・・503円（基本単位529円）、要支援2・・・623円（基本単位656円）

☆入所者がまだ要支援・要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、入所者が保険給付の申請をおこなうために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

☆送迎加算としまして1回の送迎につき片道1,840円（1割負担で184円、2割負担で368円、3割負担で552単位）負担していただきます。

☆サービス提供体制強化加算として1日当たり180円（1割負担で18円、2割負担で36円、3割負担で54単位）負担いただきます。

☆療養食加算としまして1食当たり8円（1割負担で16円、2割負担で24円）負担していただきます。

療養食とは医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食・食思不振食及び特別な場合の検査食をいいます。

☆居宅サービスの区分支給限度基準額を超える場合もサービス利用料金の全額をお支払いいただきます。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、入所者の負担額を変更します。

・ショートステイの居住費（滞在費）・食事の負担額

利用者負担段階	所得区分	居住費の負担額	食費の負担額
第2段階	市民税非課税世帯で合計所得額と課税年金収入と非課税年金収入の合計が80万円以下の方	820円	600円
第3段階①	市民税非課税世帯で合計所得額と課税年金収入と非課税年金収入の合計が80万円超120万円以下の方	1,310円	1,000円
第3段階②	市民税非課税世帯で合計所得額と課税年金収入と非課税年金収入の合計が120万円超の方	1,310円	1,300円
第4段階	上記以外の方	2,200円	1,600円

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が入所者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①理容サービス

月に1回理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり1,800円（洗髪、パーマ料金別途必要）

②レクリエーション、クラブ活動

入所者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料：材料代等の実費をいただきます。

③片道2時間を超える医療機関（協力医療機関を除く）への送迎にかかる費用

片道2,000円（高速道路をご利用の場合はその費用を別途請求いたします）

受診の付き添いにかかる費用1回につき2,000円。

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等入所者の日常生活に要する費用で入所者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。おむつ代は介護保険給付対象となっていますので負担の必要はありません。なお、日常生活品費（バスタオル、タオル、おしぼり、ティッシュペーパー等）として1日270円の負担をいただきます。

⑤電気料金

各居室で使用の電化製品（テレビ、電気毛布等、在宅酸素、エアマット等）設置に伴う電気代として一品につき1日50円を負担いただきます。

⑥ハウスクリーニング代

長期で利用された方（概ね1年程度）に限り、退所される際、ハウスクリーニング代として28,000円を負担いただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記（1）、（2）の料金・費用はサービス利用終了後、月末締め翌月15日までに請求書を送付致しますので、翌月27日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

○指定口座からの自動引落 ○銀行振込

(4) 利用の中止、変更、追加

○利用予定日の前に、入所者の都合により、介護予防短期入所生活介護サービスの利用を中止又は、変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに施設に申し出てください。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、施設の稼働状況により入所者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を入所者に提示して協議します。

○入所者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます

5. 苦情の受付について

当施設は苦情受付窓口を設置し入所者・家族からの苦情に迅速・適切に対応します。
又、当施設への苦情やご意見は行政やその他苦情受付機関に相談することもできます。

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

(担当者)〔職名〕 管理者 多胡 利昭

(担当責任者)〔職名〕 施設長 中山 照子

(第三者委員)〔職名〕 法人監事 井上 幸生

〔職名〕 保育所園長 平岡 明美

○受付時間 9:00～18:00

○電話番号 084-987-1299

(2) 行政機関その他苦情受付機関

福山市役所 介護保険担当課	所在地／広島県福山市東桜町3番5号 電話番号／(084)921-2111 受付時間／8:30～17:00
国民健康保険団体連合会 介護保険調査指導係	所在地／広島市中区宝町4-23 電話番号／(082)554-0783 受付時間／8:30～17:00
広島県社会福祉協議会	所在地／広島市南区比治山本町12-2 電話番号／(082)254-3416 受付時間／8:30～17:00
尾道市役所 高齢者福祉課	所在地／広島県尾道市久保1丁目15番1号 電話番号／(0848)25-7118 受付時間／8:30～17:00

9. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、市町村、家族への連絡など必要な措置を講じ事故の状況や事故に際して採った処置について記録し賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を行います。

事故発生時等の担当者	管理者 多胡 利昭
------------	-----------

10. 高齢者虐待防止対策

入居者の虐待防止に関する指針を整備し、委員会の開催、職員研修を定期的実施します。ま

た、高齢者虐待防止担当者を置き、入居者等からの苦情の解決体制の整備等、虐待防止のための措置を講じます。

高齢者虐待防止担当者	管理者 多胡 利昭
------------	-----------

1 1. 身体的拘束について

事業者は、原則として入所者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、入所者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、入所者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
 - (2) 非代替性……身体拘束以外に、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
 - (3) 一時性……入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。
- ①身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
 - ②身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ります。
 - ③身体的拘束等の適正化のための指針を整備しています。
 - ④介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年に2回以上実施します。

身体拘束に関する担当者	管理者 多胡 利昭
-------------	-----------

1 2. 継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護予防短期入所生活介護事業所の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年に2回以上実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 3. 衛生管理等について

- (1) 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を年2回以上実施します。
 - ④ ①から③までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

以上

令和 年 月 日

あぶと健生苑短期入所生活介護事業所（介護予防）

説明者職名

説明者氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、短期入所生活介護サービス（介護予防）の提供開始に同意しました。

入所申込者氏名

印

身元引受人氏名

印

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号第125条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 地上1・2階

(2) 建物の延べ床面積 2761.96㎡

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員————入所者の日常生活の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

生活相談員————入所者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

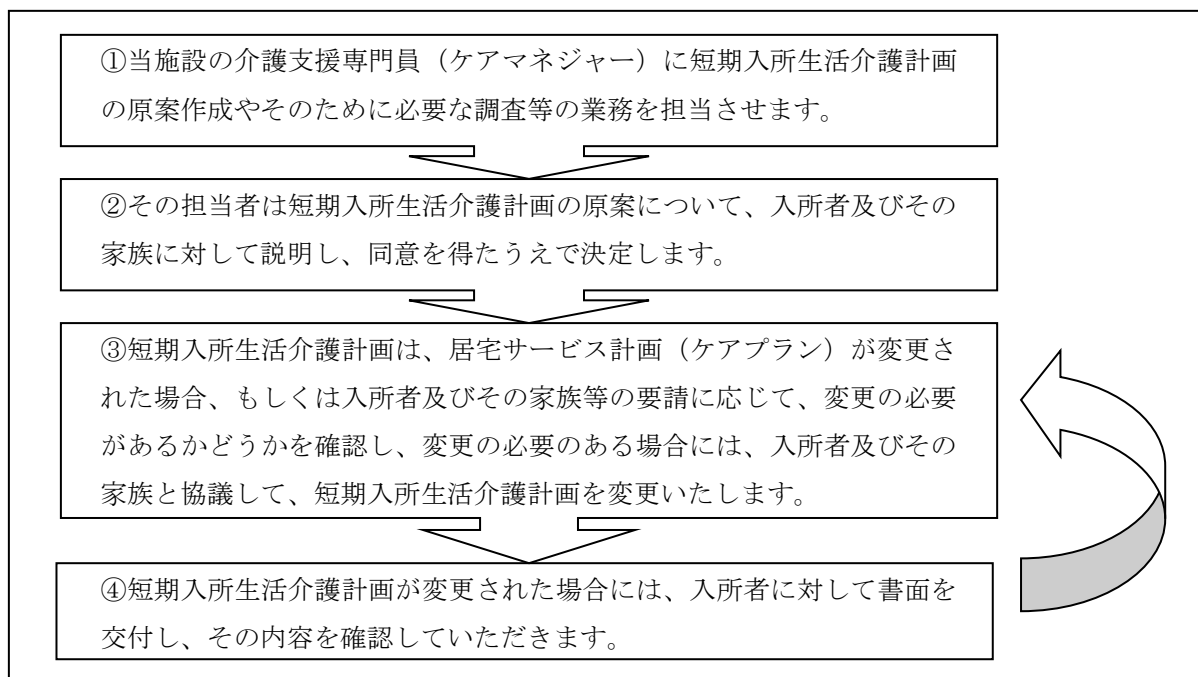
看護職員————主に入所者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等もを行います。

機能訓練指導員————入所者の機能訓練を担当します。

医師————入所者に対して健康管理及び療養上の世話をします。

3. 契約締結からサービスまでの流れ

- (1) 入所者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。



4. サービス提供における事業者の義務

当施設では、入所者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①入所者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②入所者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、入所者から聴取、確認します。
- ③入所者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、入所者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④入所者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、入所者又は他の利用者等の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体を拘束する場合があります。
- ⑤入所者のサービス提供時において、入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た入所者又はご家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、入所者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に入所者の心身等の情報を提供します。
また、入所者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、入所者の同意を得ます。

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、入所者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただきます。
- 入所者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、入所者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当施設の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

施設内は全館禁煙ですので喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(4) サービス利用中の医療の提供について

入所中に医療機関への受診が必要となった場合、受診の対応（送迎・付き添い）は入所者の家族となりますが、乗降等が困難な場合、福祉（介護）タクシーとなります。

なお、入所者の希望により、下記の協力機関において診療や入院治療を受けることが出来ます。（ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保障するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

①協力医療機関

医療機関の名称	沼隈病院
所在地	福山市沼隈町中山南469-3
TEL	(084)988-1888

②協力歯科医療機関

協力機関の名称	ひらい歯科
所在地	福山市道三町7-14
TEL	(084)932-3223

③協力眼科医療機関

医療機関の名称	柳津にしきおり眼科（往診のみ）
所在地	福山市柳津町4-2-5
電話番号	084-933-7775

6. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任により入所者に生じた損害については、事業者はその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、入所者に故意又は過失が認められる場合には、入所者の置かれた心身の状況を斟酌して、相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了します。

- ① 入所者が死亡した場合
- ② 要介護認定により入所者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、入所者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ 入所者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください）
事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照ください。）

（1）入所者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、入所者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の2日前までに申し出て下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護予防給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 入所者が入院された場合
- ③ 入所者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により入所者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者が入所者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① 入所者が、契約締結時のその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 入所者が、サービス利用料金の支払いを3か月以上遅滞し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれを支払わない場合
- ③ 入所者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者及び後見人、保証人、身元保証人並びに家族等が事業者や事業所の職員に対して禁止行為を繰り返す等、契約を継続し難いほどの行為を行った場合、事業者は、文書で契約解除を通知する事により、即座にサービスを終了することができます。

*サービス利用にあたっての禁止行為

1. 事業所の職員に対して行う暴言・暴力・いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
2. パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為
3. サービス利用中にご契約者本人以外の写真や動画の撮影、また録音などをインターネットやSNSなどに掲載すること。

(3) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者は入所者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。